

日光都市計画用途地域の変更（日光市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後面退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 78.1 ha	6/10以下	4/10以下	1.5m	—	10m	5.2%
第一種中高層住居専用地域	約 67.1 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.4%
第二種中高層住居専用地域	約 17.2 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.2%
第一種住居地域	約 817.2 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	54.2%
第二種住居地域	約 111.2 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.4%
近隣商業地域	約 18.5 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	1.2%
	約 11.0 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.7%
小 計	約 29.5 ha	/	/	/	/	/	1.9%
商業地域	約 22.4 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	1.5%
	約 166.1 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	11.0%
小 計	約 188.5 ha	/	/	/	/	/	12.5%
準工業地域	約 82.9 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.5%
工業地域	約 76.6 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.1%
工業専用地域	約 39.7 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.6%
合 計	約 1,508.0 ha	/	/	/	/	/	100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区において、中心拠点周辺部として都市機能を誘導するため、本案のように変更するものである。

新旧対照表

日光都市計画用途地域の変更（日光市決定）

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 78.1 ha	6/10以下	4/10以下	1.5m	—	10m	5.2% ()
第一種中高層 住居専用地域	約 67.1 ha (約 81.6 ha)	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.4% (5.4%)
第二種中高層 住居専用地域	約 17.2 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.2% ()
第一種住居地域	約 817.2 ha (約 802.7 ha)	20/10以下	6/10以下	—	—	—	54.2% (53.2%)
第二種住居地域	約 111.2 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.4% ()
近隣商業地域	約 18.5 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	1.2% ()
	約 11.0 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.7% ()
小 計	約 29.5 ha						1.9% ()
商 業 地 域	約 22.4 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	1.5% ()
	約 166.1 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	11.0% ()
小 計	約 188.5 ha						12.5% ()
準工業地域	約 82.9 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.5% ()
工業地域	約 76.6 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.1% ()
工業専用地域	約 39.7 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.6% ()
合 計	約 1,508.0 ha (約 1,508.0 ha)						100.0% (100.0%)

下段（ ）内は変更前を示す

日光都市計画用途地域変更箇所概要表

大谷向町・豊田地区（約 14.5 ha）

用途地域		変更前	変更後
第一種中高層住居専用地域	(200/60)	約 14.5 ha	—
第一種住居地域	(200/60)	—	約 14.5 ha
合 計		約 14.5 ha	約 14.5 ha

